

沖縄県立宮古病院運転士業務委託契約書（案）

沖縄県立宮古病院 院長 本永 英治（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、沖縄県立宮古病院の運転士業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、運転士業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務の履行）

第2条 乙は、本契約業務の履行にあたり、善良な管理者の注意をもって処理する。乙は、これを履行するにあたり、従業員を適正に配置し指揮監督を行い、別記1「運転士業務委託仕様書」に従い計画的に業務処理を行うものとする。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（契約期間）

第3条 本契約は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 この契約に基づく契約金額は金 円とする。

（うち取引にかかる消費税額 金 円）

（注）「取引に係わる消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 甲が乙に支払う契約金額月額 は 円（消費税 円を含む）とする。

3 乙は、前項の金額を翌月の5日までに甲に請求し、甲は、乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第5条 乙の責に帰すべき事由により契約代金の支払が第4条第3項に定める支払期日までに支払われなかったときは、甲は、支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。ただし、風水害等その他甲の責に帰し難い事由による支払遅延に対しての期間は、これを支払遅延利息を支払う日数に参入しないものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、沖縄県財務規則 の規定により とする。

（報告）

第7条 甲は乙に対し、必要に応じて本契約業務の処理状況の報告を求めることができる。乙は、甲の求めに応じて速やかに報告するものとする。

（規律維持）

第8条 乙は、この業務遂行に従事する派遣職員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び規律の維持に責任を負うものとする。

（秘密義務）

第9条 乙及び甲は本契約業務の履行にあたり、知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

乙は乙の従業員についてもこれを遵守させるものとする。また、本契約の解除及び満期終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡)

第11条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合にはこの限りではない。

(施設等の提供及び光熱水費の負担並びに善管注意義務)

第12条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、機器、設備その他備品(以下「施設等」という。)を無償で乙に使用させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員用駐車場の利用については有料とし、支払方法については、甲が発行する納入通知書により納付するものとする。また、駐車場における盗難や事故等のトラブルについては、甲は一切責任を負わないものとする。詳細については、乙は甲の指示に従うこととする。

3 乙が使用する電話料及び光熱水費は、業務の処理上甲が必要と認める場合に限り、甲の負担とする。

4 乙は、甲の提供する施設等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他事故が起きないように常に善良なる管理者としての注意を払って使用しなければならない。

5 前項の事故が発生したとき、又はその恐れがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

(善管義務)

第13条 乙は、業務に使用している甲所有の電算機器、データ、電話器等は善良な管理者の注意をもって保管する義務を負う。

(損害賠償の責任)

第14条 乙は、この業務履行にあたり、故意又は、重大な過失によって、甲又は、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第15条 労働争議等の会社紛争、地震、洪水、火災等の天災、その他不可抗力の事由により乙の契約履行が不可能又は、困難となった場合、甲が被る損害について乙はその責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙がやむを得ない理由により、契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3ヶ月までに書面で相手方に通知し、甲乙協議するものとする。ただし、甲又は、乙が次の各号の一に該当したときは、それぞれ相手方は何等の予告なく直ちに本契約の解除をすることができるものとする。

- (1) 契約遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。
- (2) 財産上の信用に係わる差し押さえ、競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき。
- (3) 破産、和議、社会整理、社会更正の申し立てがあったとき。

(再委託の禁止)

第 17 条 乙は、この契約により生じた権利・義務を第 3 者に譲渡若しくは再委託することはできない。

(暴力団対策)

第 18 条 甲は、次項第 1 号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 1 号に規定する暴力団
- (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 19 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 20 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を 備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成 しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 21 条 乙はこの契約条項の他、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県財務規則第 12 号）を遵守するものとする。

(契約の定めのない事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項は、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を立証するため、本通 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

沖縄県宮古島市平良字下里 4 2 7 番地 1
甲 沖縄県立宮古病院
院長 本永英治

乙

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護法を遵守するとともに、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止)

第5条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報取扱業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(罰則)

第10条 乙がこの契約による個人情報取扱特記事項に違反した場合、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第66条及び第67条に基づく罰則に科する。